

パートの仲間を手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.10

2012.12.27 発行  
全労連TEL03-5842-5611  
東京都文京区湯島 2-4-4  
Eメール part@zenroren.gr.jp

# パート労働法の実効ある改正で、均等待遇の実現を 1000 通の緊急要請はがきで厚労省・労政審に要請

全労連は、均等待遇の実現にむけ、パート労働法の実効ある改正求め、厚労省と労政審あての「大型要請はがき」に緊急に取り組んできましたが、柳パ臨連代表と江花全労連常幹(パ臨連事務局長)が 12 月 21 日、全労連に集められた 724 通を厚労省に手渡し、「均等待遇が確保されるよう、第 8 条については『人材活用の仕組み』を考慮要素から削除し、同じ仕事には同じ賃金を保障するなど、正社員との差別的待遇を禁止すること」を要請しました。

全国からの「大型要請はがき」には様々な要求がびっしり記入。それらを紹介しながら、はがきを手渡すと、「すでに切手を貼った要請書が 300 通ぐらい届いています。皆さんのご意見ご要望はよく分かります。」との回答。

そして「(法改正のテンポについて) 規制緩和を主張する自民党政権に代わることで、どうなるかはまだ分からないが、厚労省のスタンスは変わらない、建議に基づき、法案要綱を作成しているところであり、通常国会に提案する予定は変わっていない。」とし、8 条改正にともなう均衡処遇の仕組みについては、「11 月末に『要素別点数法による職務評価制度』実施ガイドラインを作成した。人材活用戦略に基づいた処遇の設計にも活用できる」などとしましたが、企業側の恣意的な基準やウェイトによる、差別容認のしくみになりかねないものです。

また、通勤手当等の扱いについては、建議の不十分さは認識しているとし、有期労契法との整合性が課題だとしました。

## 「大型要請はがき」で寄せられた特徴的な声

「年齢を理由に正規採用されないのでパートとして夜勤を月に 11-12 回している看護師です。正規と比べて時給ははるかに安く、一時金も退職金もまったくありません。有給の忌引き休暇もありません。その上、正規の多くが休む連休等には出勤しないと いけません」

「配送現場では正規もパートも全く同じトラックに乗り同じ仕事をしている。でもパートには賃金にも格差があるうえ、一時金もない!!均等待遇を実現できるよう改正をしてください」

「正規と同じ仕事をしていてもボーナスがない。ノルマは一緒」

「パート歴 23 年。働けど働けど……の心境。3 年前に賞与ストップ。1 年前に時給 14 円マイナス。2 年後には 35 円マイナスになります。どうして? 先がととても心配でなりません」

「パートの交通費は、9 割支給でなく、全額支給にしてください」

「まっとうな人としての扱いを希望します」

「契約更新のたびに労働条件が変更になる不安があります。」

「学校現場でも非正規労働者が増加しています。子どもたちの教育環境、教育条件に悪影響をもたらしています。同一労働同一賃金、すべての人が働きやすく生きやすい社会の仕組みづくりをお願いします」

